

滋賀県環境影響評価技術指針の一部改正に係る参考資料

- (1) 環境影響評価法に基づく基本的事項 (H24. 4. 2 環境省告示、抜粋) …… p 2
- (2) 計画段階配慮手続に係る技術ガイド (H25. 3 環境省、抜粋) …… p 7
- (3) 滋賀県環境影響評価条例 第 2 段改正条文 (抜粋) …… p 17

○環境庁告示第八十七号（平成九年十二月十二日）

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の二第三項、第三条の七第二項、第四条第九項、第十一条第四項、第十二条第二項及び第三十八条の二第二項の規定に基づき、環境影響評価法第四条第九項の規定による主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定による主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項（平成九年十二月環境庁告示第八十七号）の全部を次のように改正したので、同法第三条の八、第四条第十項、第十三条及び第三十八条の二第三項の規定に基づき、公表する。

最終改正：平成二十四年四月二日 環境省告示第六十三号

この基本的事項は、環境影響評価法（以下「法」という。）第三条の二第三項の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣。以下同じ。）が定めるべき「計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針」（以下「計画段階配慮事項等選定指針」という。）、法第三条の七第二項の規定により主務大臣が定めるべき「計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針」（以下「計画段階意見聴取指針」という。）、法第四条第九項の規定により主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき「第二種事業の判定の基準」（以下「判定基準」という。）、法第十一条第四項の規定により主務大臣が定めるべき「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」（以下「環境影響評価項目等選定指針」という。）、法第十二条第二項の規定により主務大臣が定めるべき「環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）に関する指針」（以下「環境保全措置指針」という。）並びに法第三十八条の二第二項の規定により主務大臣が定めるべき「報告書の作成に関する指針」（以下「報告書作成指針」という。）に関する基本となるべき事項について定めるものである。

第一 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項

一 一般的事項

- (1) 第一種事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに調査、予測及び評価は、法第三条の二第三項の規定に基づき、計画段階配慮事項等選定指針の定めるところにより行われるものである。
- (2) 計画段階配慮事項の範囲は、別表に掲げる環境要素の区分及び影響要因の区分に従うものとする。
- (3) 計画段階配慮事項の検討に当たっては、第一種事業に係る位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。
- (4) 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価は、設定された複数案及び選定された計画段階配慮事項（以下「選定事項」という。）ごとに行うものとする。
- (5) 調査は、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、選定事項に係る環境要素の状況に関する情報並びに調査の対象となる地域の範囲（以下「調査地域」という。）の気象、水象等の自然条件（以下単に「自然条件」という。）及び人口、産業、土地又は水域利用等の社会条件（以下単に「社会条件」という。）に関する情報を、原則として国、地方公共団体等が有する既存の資料等により収集し、その結果を整理し、及び解析することにより行うものとする。重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの知見を収集するものとし、なお必要な情報が得られないときは、現地調査・踏査その他の方法により情報を収集するものとする。
- (6) 予測は、第一種事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、適切な方法により、知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、環境の状態の変化

又は環境への負荷の量について、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。

- (7) 評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらを比較することを基本とする。また、必要であると認められる場合には、選定事項以外の環境要素について、適切な方法により調査及び予測を行い、複数案ごとに環境影響の程度を整理し、これらを比較するものとする。

位置等に関する複数案が設定されていない場合は、選定事項についての環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行うものとする。

これらの場合において、国又は地方公共団体によって、環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても可能な限り検討するものとする。

二 計画段階配慮事項の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針

- (1) 別表中「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される選定事項については、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十四条第一号に掲げる事項の確保を旨として、当該選定事項に係る環境要素に含まれる汚染物質の濃度その他の指標により測られる当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化（構成要素そのものの量的な変化を含む。）の程度及び広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握するため、調査、予測及び評価を行うものとする。

- (2) 別表中「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に区分される選定事項については、環境基本法第十四条第二号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。

ア 「植物」及び「動物」に区分される選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息・生育種及び植生の調査を通じて抽出される重要種の分布、生息・生育状況及び重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地等注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

イ 「生態系」に区分される選定事項については、以下のような重要な自然環境のまとまりを場として把握し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

(ア) 自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸等、人為的な改変をほとんど

受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境

(イ) 里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境

(ウ) 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境

(エ) 都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等）並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境

- (3) 別表中「人と自然との豊かな触れ合い」に区分される選定事項については、環境基本法第十四条第三号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。

ア 「景観」に区分される選定事項については、主要な眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

イ 「触れ合い活動の場」に区分される選定事項については、野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

- (4) 別表中「環境への負荷」に区分される選定事項については、環境基本法第二条第二項の地球環境保全に係る環境への影響のうち温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適当な事項に関してはそれらの発生量等を、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量等を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。

三 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定等に当たっての一般的留意事項

- (1) 第一種事業を実施しようとする者が、位置等に関する複数案を設定するに当たっての留意事項、並びに計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって一般的に把握すべき情報の内容及びその把握に当たっての留意事項を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
- (2) 位置等に関する複数案の設定に当たっては、位置・規模に関する複数案の設定を検討するよう努めるべき旨、また、重大な環境影響を回避し、又は低減するために建造物等の構造・配置に関する複数案の検討が重要となる場合があることに留意すべき旨を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
- (3) 位置等に関する複数案には、現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるよう努めるべき旨を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
- (4) (1)の計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって一般的に把握すべき情報には、第一種事業の内容（以下第一において「事業特性」という。）並びに第一種事業の実施が想定される区域及びその周囲の地域の自然的社会的状況（以下第一において「地域特性」という。）に関する情報が含まれることが必要である旨を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
- (5) 第一種事業を実施しようとする者が、計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、選定の理由を明らかにすることが必要である旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
- (6) 第一種事業を実施しようとする者が、計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。なお、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることが必要である旨並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努めるべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
- (7) 計画段階配慮事項の選定に当たっては、法第三条の二第二項の主務省令により事業の種類ごとに定められる事業が実施されるべき区域その他の事項を踏まえ、それぞれの事業ごとに、影響要因を事業特性に応じて適切に区分した上で、事業特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、影響要因の区分ごとに当該影響要因によって重大な影響を受けるおそれのある環境要素の区分を明らかにすべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
- この場合において、工事の実施に係る影響要因の区分については、影響の重大性に着目して、必要に応じ計画段階配慮事項を選定するものとする。
- (8) 第一種事業を実施しようとする者による調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、事業による重大な環境影響の程度及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できるようにすべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。

第二 計画段階意見聴取指針に関する基本的事項

一 一般的事項

- (1) 第一種事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置は、法第三条の七第二項の規定に基づき、計画段階意見聴取指針の定めるところにより行われるものである。
- (2) 意見聴取は、第一種事業の実施が想定される区域を管轄する都道府県及び市町村その他の当該事業に関係すると認められる地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）の長並びに一般からの意見を求めることを基本とし、これらの者からの意見を求めない場合は、その理由を明らかにするものとする。また、意見聴取に当たっては、当該事業の計画の立案の複数の段階において、関係地方公共団体の長及び一般の意見を求めるよう努めるものとする。
- (3) 関係地方公共団体の長及び一般からの意見を求める場合は、可能な限り、配慮書の案について意見を求めるよう努めるものとする。このとき、まず一般からの意見を求め、次に関係地方公共団体の長からの意見を求めるよう努めるものとする。関係地方公共団体の長に意見を求めるに当たっては、一般からの意見の概要及び当該意見に対する第一種事業を実施しようとする者の見解をあらかじめ関係地方公共団体の長へ送付するよう努めるものとする。

二 意見聴取に当たっての留意事項

第一種事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する留意事項を、計画段階意見聴取指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

- (1) 一般からの意見を求める場合は、その旨を、官報、関係地方公共団体の広報紙、日刊新聞紙及びインターネットへの掲載等適切な方法で公表するものとし、その際、「第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」、「第一種事業の名称、種類及び規模」、「第一種事業の実施が想定される区域」及び「供覧等の方法及び期間」その他必要な事項を公表内容に含める旨、計画段階意見聴取指針において定めるものとする。
- (2) 一般から意見を求める場合の配慮書の案又は配慮書の一般への公表は、書面による供覧及びインターネットの利用等適切な方法により、適切な期間を確保して実施する旨、計画段階意見聴取指針において定めるものとする。
- (3) 関係地方公共団体の長からの意見を求める場合は、配慮書の案又は配慮書を当該地方公共団体に送付し、適切な期間を確保して意見を求める旨、計画段階意見聴取指針において定めるものとする。

第三 判定基準に関する基本的事項

一 一般的事項

- (1) 第二種事業についての判定は、法第四条第三項の規定に基づき、判定基準の定めるところにより行われるものである。
- (2) 判定基準は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められる事業として法第四条第三項第一号の措置をとらなければならない場合について定めるものとする。
- (3) 判定基準は、第二種事業の種類ごとの一般的な事業の内容を踏まえつつ、次に掲げる事項が含まれるよう定めるものとする。
 - ア 個別の事業の内容に基づく判定基準
 - イ 第二種事業が実施されるべき区域及びその周辺の区域の環境の状況その他の事情（以下「環境の状況その他の事情」という。）に基づく判定基準

二 判定基準の内容

- (1) 個別の事業の内容に基づく判定基準

〈別表〉

影響要因の区分			工事	存在・供用		
環境要素の区分			細区分			
			細区分			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	-----	-	-	-
		騒音・低周波音	-----	-	-	-
		振動	-----	-	-	-
		悪臭	-----	-	-	-
		その他	-----	-	-	-
	水環境	水質	-----	-	-	-
		底質	-----	-	-	-
		地下水	-----	-	-	-
		その他	-----	-	-	-
	土壌環境・その他の環境	地形・地質	-----	-	-	-
		地盤	-----	-	-	-
		土壌	-----	-	-	-
		その他	-----	-	-	-
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物		-----	-	-	-
	動物		-----	-	-	-
	生態系		-----	-	-	-
人と自然との豊かな触れ合い	景観		-----	-	-	-
	触れ合い活動の場		-----	-	-	-
環境への負荷		廃棄物等	-----	-	-	-
		温室効果ガス等	-----	-	-	-

計画段階配慮手続に係る技術ガイド

平成 25 年 3 月

環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会

計画段階配慮手続に係る技術ガイド 目次

I 環境影響評価制度の概要

1	環境影響評価制度について	1
2	環境影響評価制度の仕組み	2
2.1	環境影響評価法の仕組み	2
2.2	環境影響評価法の対象事業	4
2.3	環境影響評価法の体系	5
3	環境影響評価法に係る参考情報	8
3.1	環境影響評価法の施行実績	8
3.2	環境影響評価条例の制定状況及び施行実績	8
3.3	環境影響評価手続の詳細	9

II 技術ガイド総論編

1.	複数案の設定	11
1.1	計画段階配慮を実施する時期	11
1.2	複数案設定にあたっての留意点	11
1.3	ゼロ・オプション（事業を実施しない案）の取扱い	18
1.4	複数案を設定しない場合	21
1.5	複数段階で配慮書案を作成する場合の留意点	22
2	調査、予測、評価の対象範囲	23
2.1	重大な影響のおそれのある環境要素（重大な環境影響）とは	23
2.2	計画段階配慮の対象となる環境要素	29
2.3	工事の影響の取扱い	31
3	調査、予測、評価の方法	34
3.1	調査、予測及び評価の手法の選定	34
3.2	既存資料の収集整理の留意点	35
3.3	専門家へのヒアリング等の留意点	36
3.4	定性的予測の取扱い	37
3.5	予測の不確実性の取扱い	38
3.6	重大な環境影響の比較整理	39
3.7	重大な環境影響の要素以外の要素の取扱い	41
3.8	単一案の場合の評価方法	42
4	ヒアリング	43

Ⅲ 技術ガイド各論編

Ⅲ-1 健康・生活環境等の技術手法

1	健康・生活環境等の技術手法について	48
2	環境要素ごとの評価指標及び技術手法の概要	51
2.1	大気質	51
2.2	騒音・超低周波音	52
2.3	振動	53
2.4	悪臭	54
2.5	水質	55
2.6	底質	56
2.7	地下水	57
2.8	地形・地質	58
2.9	地盤	59
2.10	土壌	60
2.11	廃棄物等	61
2.12	温室効果ガス等	61
3	環境要素ごとの評価指標及び技術手法の詳細	62
3.1	大気質	63
3.2	騒音・超低周波音	71
3.3	振動	79
3.4	悪臭	88
3.5	水質	91
3.6	底質	124
3.7	地下水	126
3.8	地形・地質	132
3.9	地盤	136
3.10	土壌	138
3.11	廃棄物等	141
3.12	温室効果ガス等	143

Ⅲ-2 自然環境等の技術手法

1	動物・植物	145
1.1	重大な影響の把握（重要な対象の把握）	145
1.2	調査方法	148
1.3	予測方法	157
1.4	評価方法	159
1.5	ティアリング	160
2	生態系	161
2.1	重大な影響の把握（重要な対象の把握）	161
2.2	調査方法	165
2.3	予測方法	172
2.4	評価方法	176
2.5	ティアリング	177
3	人と自然との豊かな触れ合い（景観・触れ合い活動の場）	178
3.1	重大な影響の把握（重要な対象の把握）	178
3.2	調査方法	181
3.3	予測方法	184
3.4	評価方法	187
3.5	ティアリング	189



2 生態系

生態系については、配慮書手続と EIA 段階を比較し、影響を考慮する重要な対象（重要な自然環境のままとりの場）の考え方や調査は既存資料の調査を基本とするなど、対象の把握方法や調査対象範囲の設定等の考え方も異なる。

なお、配慮書手続での資料の収集・整理・解析は、EIA 段階における適切な調査計画の検討など、効率的な環境影響評価の実施に寄与することが期待できる。

2.1 重大な影響の把握（重要な対象の把握）

<基本的事項>

- (1) 「生態系」に区分される選定事項については、以下のような重要な自然環境のままとりの場として把握し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。（第一の二の(2)イ）
- (7) 自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸等、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境
- (4) 里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境
- (9) 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境
- (イ) 都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等）並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境

<配慮書作成にあたっての留意点>

- 1) 配慮書手続は事業計画の熟度が低い段階で、事業による重大な影響の回避・低減を目的として実施するものであり、調査は既存資料の調査、予測は簡易な手法を基本とする。
- 2) 影響の程度を把握すべき生態系の重要な対象は、基本的事項第一の二の(2)イに示された「人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や脆弱な自然環境、減少又は劣化しつつある自然環境、地域において重要な機能を有する自然環境、地域を特徴づける重要な自然環境」である。
- 3) 具体的には、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や脆弱な自然環境など環境影響を受けやすい場、環境保全の観点から法令により指定された自然公園等は重要な対象として該当する。法令等により指定されていないものでも、基本的事項第一の二の(2)イの観点から、地域により注目されている場等は重要な対象として扱うことが必要である。
- 4) EIA 段階のような注目種等による環境影響評価は難しいため、重要な自然環境のままとりの場を予測の対象とする。既存資料で整理されていない場合は、専門家等のヒアリングや必要に応じ解析的な手法による推定も検討する。

【解説】

1) 配慮書手続における調査と予測の手法

- ・配慮書手続は事業計画の熟度が低い段階で、事業による重大な影響の回避・低減を目的として実施するものである。そのため調査は既存資料からの情報収集により行い、予測は簡易な手法を基本とする。このことから、配慮書手続では必ずしもEIA段階で用いられているような予測手法が適用できるとは限らない。また、適用できる場合でも、予測のための現状に関するデータの精度が十分ではない場合等が考えられ、配慮書手続では、EIA段階と比較して不確実性がある程度大きいことを前提に予測・評価を進めていく必要がある。

2) 事業による重大な影響の有無

- ・事業による重大な影響の有無は、地域特性（重要な対象の重要性の程度や地域における分布状況等）と事業計画の特性（影響要因の内容や強度、例えば、対象の分布状況と事業の実施が想定される範囲との重なりや不可逆的な変化を引き起こすかどうか等）の関係性から決まる。
- ・従って、重大な影響の有無の把握にあたっては、基本的事項の考え方に沿って重要な対象を明確にし、それらへの影響の把握に必要な調査手法や予測手法を選定する必要がある。

3) 生態系の重要な対象

- ・基本的事項第一の二の(2)イの具体例として、生態系の重要な対象を地域特性から、①環境影響を受けやすい場、②環境保全の観点から法令等により指定された場、③法令等により指定されていないが地域により注目されている場に区分し、表2-1に示した。以下ではこれら生態系の重要な対象を「重要な自然環境のままとりの場」という。
- ・対象地域が位置する周辺域との相対的な関係から抽出される自然環境や、残された良好な自然環境などは「地域を特徴づける重要な自然環境」であることから、③の法令等により指定されていないが地域により注目されている場として重要な自然環境のままとりの場に含める。
- ・海域においては、サンゴ礁海域（①に分類される環境影響を受けやすい場など）のような脆弱な生態系があれば、一方で東京湾や伊勢・三河湾、大阪湾のように産業立地が進んでいるにも関わらず生産性の高い生態系（③に分類される構成種はありふれた種でもまとまった生態系としては重要な場など）がある。このように、地域特性を整理し、その場の重要性を広域的、相対的な観点から捉えることで、重要な自然環境のままとりの場を定量的あるいは定性的に把握することが必要である。
- ・また、重大な影響は地域特性だけでなく、事業計画の特性によっても生じる。例えば、長大な構造物による生態系ネットワークの分断、断片化等が生じる場合もあることから、事業計画の特性と影響要因にも留意し、重大な影響の有無を判断する必要がある。

表 2-1 生態系で考慮すべき事業計画の特性と地域特性

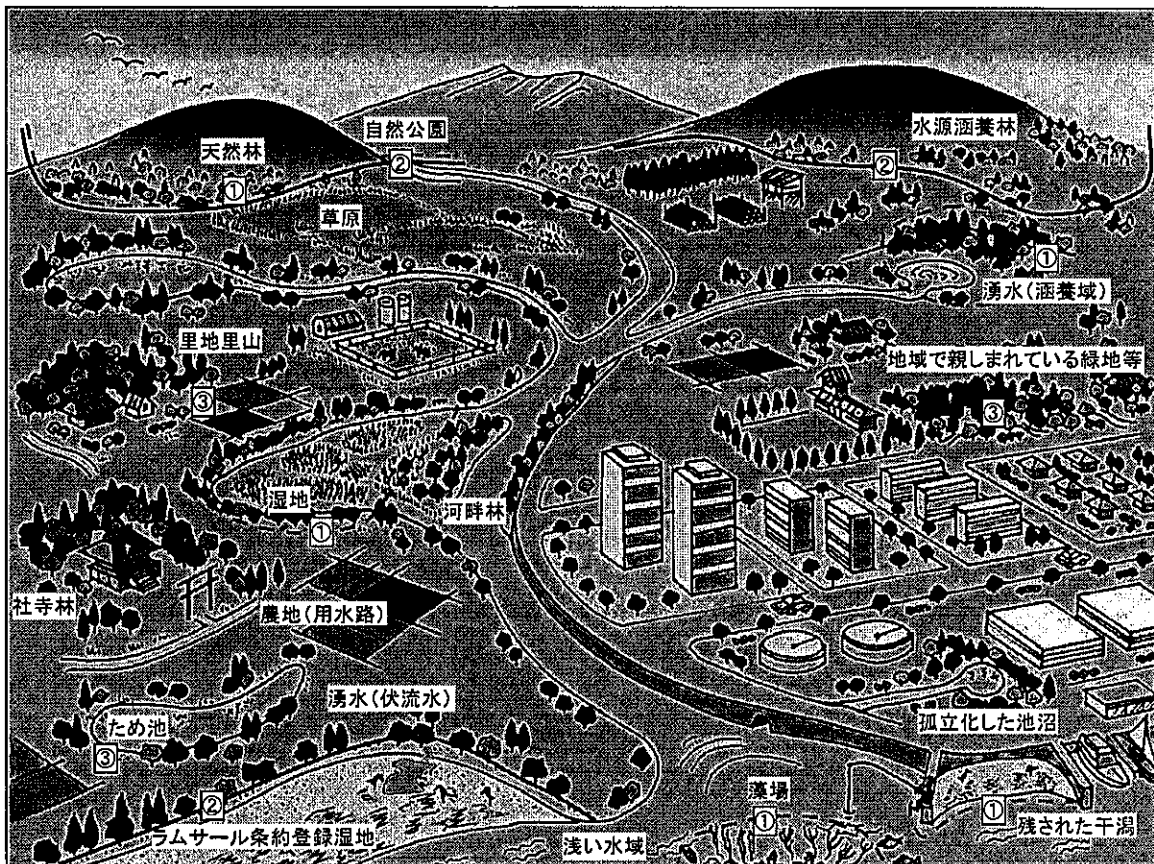
特性 環境要素	事業計画の特性	地域特性（重要な自然環境のままとりの場）		
		①環境影響を受けやすい場	②環境保全の観点から法令等により指定された場	③法令等により指定されていないが地域により注目されている場
生態系	・重要な生息・生育環境の改変 ・長大構造物による生息場所や生態系ネットワークの分断、断片化 ・生物が特別な利用する地域での障害（渡りルート等） ・河川、海域の流砂系の改変 等	・自然林、湿原、湧水、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息・生育の場 ・運河、内湾等の閉鎖性水域 等	・文化財保護法に基づき指定された天然保護区域 ・自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）の区域 ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 ・緑地保全地区（都市緑地保全法） ・鳥獣保護区、ラムサール条約に基づく登録簿に掲載された湿地 ・保安林等の地域において重要な機能を有する自然環境 等	・里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境 ・都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、杜寺林、屋敷林等）並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境 ・地域で認められている魚類の産卵場等である浅海域 等

4) 重要な自然環境のままとりの場の予測・評価

- ・基本的に配慮書段階では既存資料に基づき重要な自然環境のままとりの場の分布状況やその特性を把握するが、地域によってはこれらの抽出に必要な情報が整理されていないことも想定されるため、地域の状況に精通している専門家等へヒアリングを行うほか、必要に応じ解析的な手法による重要な自然環境のままとりの場の分布の推定の実施も検討する。

<生態系で考慮すべき地域特性（重要な自然環境のまとまりの場）について>

- ・表 2-1 の①～③の捉え方を図 2-1 に模式的に示した。
- ・対象地域において「②環境保全の観点から法令等により指定された場」は明確に位置づけられ、重要な自然環境のまとまりの場と判断する根拠の不確実性は低い。
- ・「①環境影響を受けやすい場」の範囲は、②に比べ曖昧となるが、主要なものは法令等により既に指定されている場合が多く、指定されていない場合でも②で指定された環境に類する人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や脆弱な自然環境を考えることで、比較的抽出しやすいと考えられる。
- ・「③法令等により指定されていないが地域により注目されている場」については、生物多様性地域戦略や地域計画等で明示されている里地里山、湿地帯等は抽出しやすいものの、その地域のみで親しまれている林、小さな水辺等の地域を特徴づける重要な自然環境についても見落としのないよう留意する必要がある。
- ・特に都市部や都市近郊の田園地帯においては、残された良好な自然環境が孤立的に存在することもあり、これらは周辺環境との相対的な関係により重要な自然環境のまとまりの場として把握できる。
- ・周辺環境と相対的な関係の把握の際には、対象の歴史性、地域に親しまれた環境、種の多様性、生態系の機能など、複数の視点から確認する。



- ①環境影響を受けやすい場
 ②環境保全の観点から法令等により指定された場
 ③法令等により指定されていないが地域により注目されている場

図 2-1 生態系で考慮すべき地域特性の模式図

2.2 調査方法

2.1.1 調査範囲

- 1) 配慮書手続では、事業計画の特性と影響要因を踏まえたうえで、広域的、相対的な視点から地域特性を把握する調査範囲を設定する。
- 2) その際に、広域的な視点からではないとその状況を捉えることができない生態系ネットワーク等を考慮して、調査範囲を設定する。

【解説】

1) 広域的な視点による調査範囲の設定

- ・事業計画の熟度が低く、計画の柔軟性が高い配慮書手続の段階では、回避・低減が困難となるような重大な影響について予め配慮することが重要である。
- ・重大な影響を受ける可能性のある重要な自然環境のままとりの場については、限られた調査範囲ではその地域特性を十分捉えられないことがある。(図 2-2)
- ・生態系の重要な自然環境のままとりの場は、その重要性が地域の中での周辺環境との相対的な関係から抽出される自然環境もあることに留意する。
- ・従って、配慮書手続では、より広域的な視点から事業を捉え、事業の実施に伴う影響の程度を把握するために必要な情報が得られる範囲を調査範囲とすることが望まれる。

2) 生態系ネットワークを考慮した調査範囲の設定

- ・生態系ネットワークのように広域的な視点からではないと地域特性を十分捉えることの出来ない場合もある(図 2-2)。そこで、重要な自然環境のままとりの場の分布状況やそのつながりを考慮したうえで調査範囲のスケールを検討し、調査範囲を設定することが重要である。

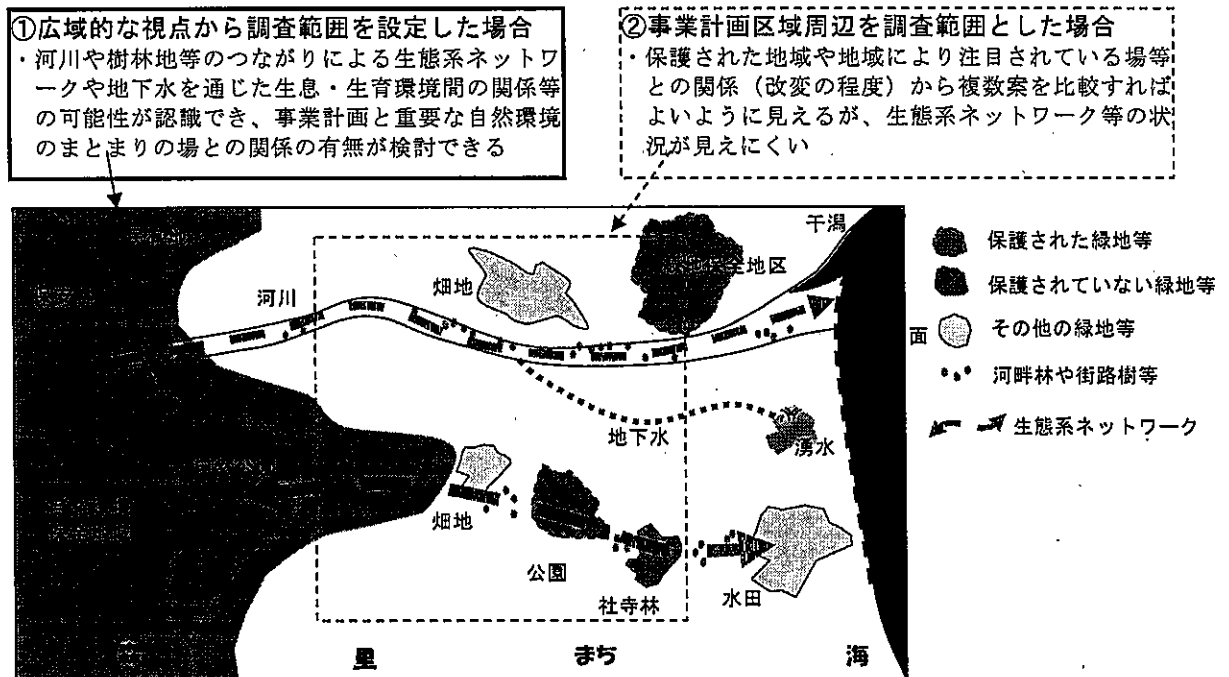


図 2-2 広域的な視点による地域特性の把握

2.1.2 調査手法

(1) 情報の収集・整理の流れ

- 1) 配慮書手続における生態系の調査手法は、重要な自然環境のままとりの場に関する基本的な情報の収集・整理を実施した上で、必要に応じ既存資料等以外の情報の収集・整理を行うという流れとする。

【解説】

1) 重要な自然環境のままとりの場に関する情報収集の流れ

- ・ 配慮書手続における重要な自然環境のままとりの場に関する情報の収集・整理は、まず既存資料の収集を行い、専門家等のヒアリングによる基本的な情報の収集・整理を行うことが望ましい。
- ・ それらの結果を踏まえ、事業特性や地域特性等を考慮した上で、必要に応じ既存資料等以外の情報の収集・整理を実施し、重要な自然環境のままとりの場やそのつながりに関する現状を把握する。(図 2-3)

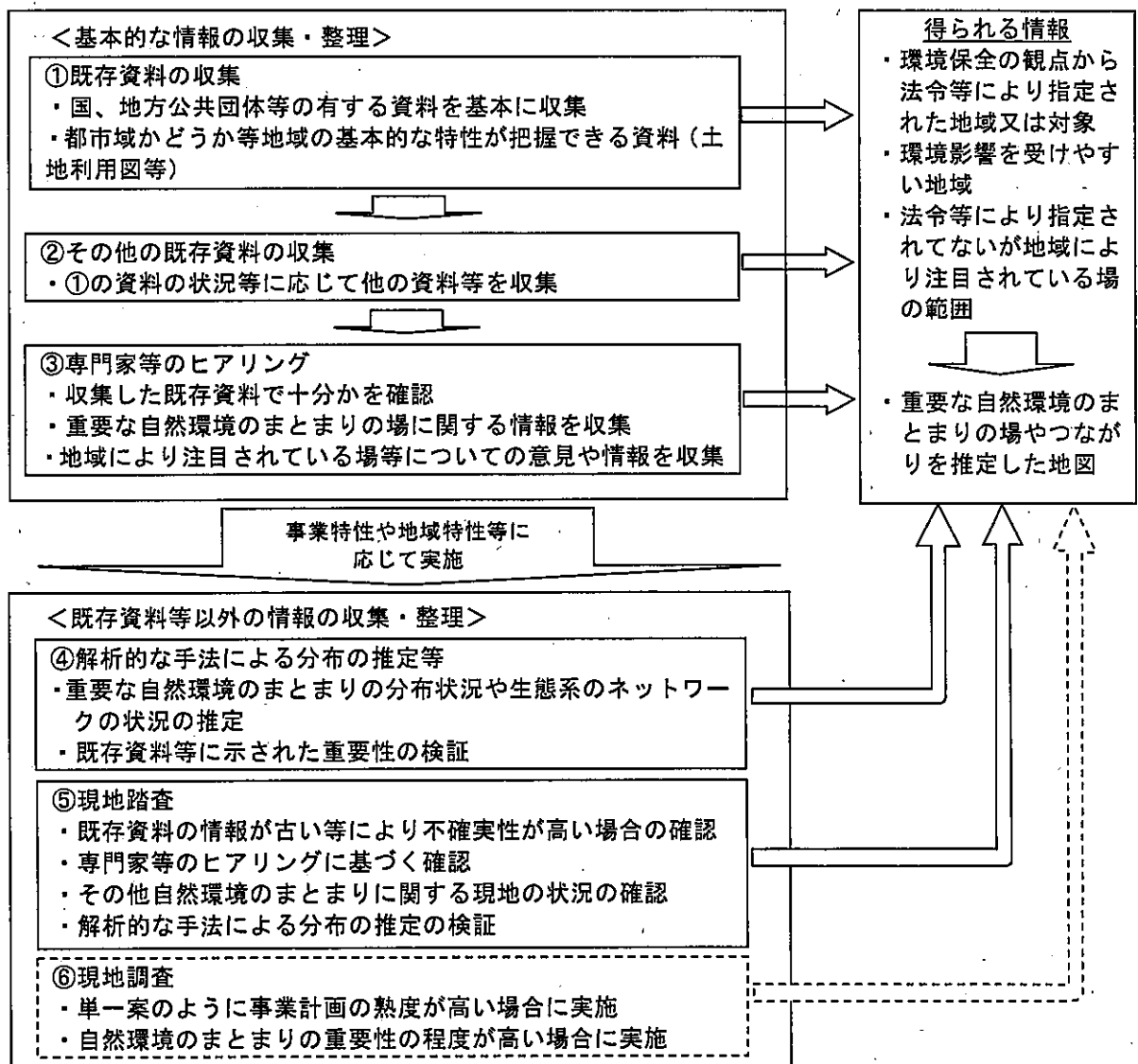


図 2-3 配慮書手続における重要な自然環境のままとりの場に関する情報収集の流れ

滋賀県環境影響評価条例（平成10年12月24日滋賀県条例第40号）
平成26年4月1日施行の第2段改正後の条文（抜粋）

第2章 技術指針

（技術指針の策定等）

第4条 知事は、滋賀県環境基本条例（平成8年滋賀県条例第18号）第10条第1項各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適正に実施されるようにするため、次に掲げる事項に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

- （1） 第5条の2に規定する計画段階配慮事項の選定に関する事項
- （2） 第5条の2に規定する計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の手法の選定に関する事項
- （3） 環境影響評価の項目の選定に関する事項
- （4） 環境影響評価の項目に係る調査、予測および評価の手法の選定に関する事項
- （5） 環境の保全のための措置に関する事項（環境の保全の見地から考慮すべき事項を含む。）
- （6） 環境影響を受ける範囲であると認められる地域に関する事項
- （7） 第5条の3第1項の計画段階環境配慮書、第6条第1項の環境影響評価方法書、第12条第1項の環境影響評価準備書、第19条第2項の環境影響評価書および第32条に規定する事後調査報告書の作成方法に関する事項

第5条 知事は、技術指針について、常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行うものとする。

- 2 知事は、技術指針を定め、または改定しようとするときは、滋賀県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、技術指針を定め、または改定したときは、その内容を告示するものとする。

第2章の2 環境影響評価方法書の作成前の手続

（計画段階配慮事項についての検討）

第5条の2 第2条第2項各号に掲げる事業（法第2条第2項に規定する第1種事業および法第3条の10第1項の規定による通知がなされた法第2条第3項に規定する第2種事業を除く。以下「配慮対象事業」という。）を実施しようとする者（委託に係る配慮対象事業にあつては、その委託をしようとする者。以下「配慮対象事業者」という。）は、当該配慮対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮対象事業が実施されるべき区域その他の当該配慮対象事業の種類ごとに技術指針で定める事項を決定するに当たっては、当該配慮対象事業の種類ごとに技術指針で定めるところにより、1または2以上の当該配慮対象事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該配慮対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

（計画段階環境配慮書の作成）

第5条の3 配慮対象事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 配慮対象事業者の氏名および住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- (2) 配慮対象事業の名称
- (3) 配慮対象事業の目的および内容
- (4) 事業実施想定区域およびその周囲の概況
- (5) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測および評価の結果を取りまとめたもの
- (6) その他規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の配慮対象事業を実施しようとする場合は、配慮対象事業者は、これらの配慮対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

（配慮書の送付等）

第5条の4 配慮対象事業者は、配慮書を作成したときは、知事および事業実施想定区域を管轄する市町長（以下「想定区域市町長」という。）に対し、当該配慮書およびこれを要約した書類（次項において「要約書」という。）を送付しなければならない。

2 配慮対象事業者は、配慮書を作成したときは、規則で定めるところにより、配慮書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、配慮書および要約書を事業実施想定区域の存する市町内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（配慮書についての意見の聴取）

第5条の5 配慮対象事業者は、技術指針で定めるところにより、配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

2 配慮対象事業者は、前項の規定により配慮書について意見を求めた場合は、知事および想定区域市町長に対し、同項の意見があるときはその意見およびその意見についての当該配慮対象事業者の見解を記載した書類を、同項の意見がないときはその旨を記載した書類を送付しなければならない。

（配慮書についての知事の意見等）

第5条の6 知事は、第5条の4第1項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、配慮対象事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 知事は、第5条の4第1項の規定による送付を受けたときは、期間を指定して、想定区域市町長に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定により意見を述べるに当たり、前項の規定により意見を求めたときは、同項の意見を勘案するとともに、前条第1項の意見があるときは、同項の意見に配慮するものとする。

4 知事は、第1項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ滋賀県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

5 知事は、第1項の規定により意見を述べるときは、併せて第2項の意見を記載した書面の写しを配慮対象事業者に送付するものとする。

6 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを想定区域市町長に送付すると

もに、当該意見の内容を公告するものとする。

- 7 知事は、第1項の意見を述べる必要がないと認めるときは、配慮対象事業者に対し、同項の期間内にその旨を通知するものとする。

(配慮対象事業の廃止等)

第5条の7 配慮対象事業者は、第5条の4第2項の規定による公告を行ってから第7条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事および想定区域市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- (1) 配慮対象事業を実施しないこととしたとき。
- (2) 第5条の3第1項第3号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が配慮対象事業に該当しないこととなったとき。
- (3) 複合開発事業を構成する事業の内容を変更した場合その他規則で定める場合において、配慮対象事業を含む事業群が事業群または複合開発事業に該当しないこととなることにより、当該事業が配慮対象事業に該当しないこととなったとき（前号に該当する場合を除く。）。
- (4) 配慮対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

- 2 前項第4号の場合において、当該引継ぎ後の事業が配慮対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の配慮対象事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮対象事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮対象事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮対象事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

